

# 日本パドルテニス協会公認指導者資格

## I 公認パドルテニス等級および指導者資格、ならびに受検料、認定料、更新料

受検料	等級	公認資格	認定料	更新料
2,000円	1・2・3級	指導員	3,000円	3,000円
	4級	準指導員	2,000円	2,000円
	4・5・6級	普及員	2,000円	2,000円
	7・8・9級		1,000円	

## II 公認資格の種類と役割

指導員	日本協会が主催または承認する講習会、普及活動における教室、指導者研修会等の講師を務める資格を有する。
準指導員	各地域協会が主催する普及教室において指導員を補佐し、指導員が不在の場合は地域普及ならびにサークル活動を指導する資格を有する。
普及員	サークル活動を中心として、パドルテニスを地域社会に普及する資格を有する。

## III 登録規定

- 1 資格認定検定の受検者は、検定開催日において満20歳以上であり、協会会員登録者もしくは日本パドルテニス協会が承認した者でなければならない。
- 2 公認等級ならびに資格を取得する場合は、日本パドルテニス協会が主催または承認する各地域パドルテニス協会主催の講習会を受講のうえ、実技および筆記検定に合格しなければならない。
- 3 検定会において認定された資格は、所定の手続きのうえ、認定料を納付することにより、発効となる。
- 4 認定手続きにおいて提出した登録書記載内容に変更が生じた場合および認定証を紛失した場合は、速やかに日本パドルテニス協会に届け出なければならない。
- 5 公認指導者は、協会登録会員でなければならず、公認資格の有効期限は認定日より3年間とする。
- 6 公認資格は、有効期間内に日本パドルテニス協会が主催または承認する指導者講習会を受講したり研修会に参加するなどして更新条件を満たしたうえで、上記に定める更新料を日本パドルテニス協会に納付することにより、その資格を更新することができる。
- 7 指導者として各種教室や講習会等の講師を担当する場合、ならびに指導者研修会等へ参加する場合は、必ず公認パドルを使用しなければならない。

2017年10月